

佐世保市相浦地域包括支援センター運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、医療法人 愛健会が設置する佐世保市相浦地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 事業は、センターの事業に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態または介護予防・日常生活支援総合事業対象者である者（以下「要支援状態等」という。）にある高齢者（第2号被保険者を含む）（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業の実施にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な 保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標をふまえ、多様な事業者から、総合的かつ 効率的に提供されるよう配慮して行う。

- 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び第 1 号事業が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者、第 1 号事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うこととし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営にあたっては、佐世保市、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者等、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 佐世保市相浦地域包括支援センター

所在地 佐世保市木宮町 3 番 19 号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名（常勤）

管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、事業の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握及び指揮命令等を一元的に行う。

(2) 担当職員 5 名以上

職種（介護支援専門員・社会福祉士・社会福祉主事等）

（営業日及び営業時間）

第 6 条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。

(2) 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。

（事業の提供方法及び内容）

第 7 条 センターは、第 3 条第 3 項に従い、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類、

内容、介護予防サービス事業者等を定めた「介護予防サービス・支援計画書（第 1 号介護予防支

援事業におけるケアマネジメント結果等記録表を含む）（以下「計画書」という。）を作成するととも

に、当該計画書に基づくサービスの提供が確保されるよう、利用者に代わり事業者その他の事業者、

関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。

2 センターは、事業を提供する担当職員を選任し、計画書の作成を支援する。

3 センターは、担当職員を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行う。

4 担当職員は、計画書の作成にあたり、次の事項を遵守する。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を引き出すため信頼関係を構築し、介護予防の効果を最大限に発揮すること、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題の把握に努めること。
- (2) 当該地域における事業者等に関するサービスの内容及び利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。
- (3) 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した計画書の原案を作成すること。
- (4) 上記原案に位置付けた指定介護予防サービス並びに指定地域密着型介護予防サービス、第 1 号事業等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、サービスの種類、内容及び利用料等について利用者又は利用者の家族に対し説明し、文書により利用者の同意を受けること。
- (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

(6) その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重すること。

5 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議（担当職員が計画書の作成のために計画書の原案に位置付けた指定介護予防サービス並びに指定地域密着型介護予防サービス、第 1 号事業等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、計画書の原案の内容について、専門的な見地から担当者の意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、意見を求めることができるものとする。

(1) 計画書を新規に作成する場合又は変更する場合

(2) 利用者が要支援更新認定等を受けた場合

(3) 利用者が要支援状態区分等の変更の認定を受けた場合

6 第 5 項に掲げるサービス担当者会議は、センターの会議室、事業者が設置する事業所内又は利用者の自宅のいずれかの場所で行う。

7 担当職員は、計画書作成後においても、利用者及び利用者家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握できるように努める。

8 担当職員は、計画書に基づき、事業者等に対して、事業者が作成すべき個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも 1 月に 1 回聴取する。

9 担当職員は、計画書の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、事

業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

10 担当職員は、利用者が計画書の変更を希望する場合は、再評価を行い、計画書の変更、要支援認定区分等の変更申請及び関連事業者への連絡など必要な援助を行う。

11 担当職員は、第 9 項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）にあたっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより、利用者及び利用者の家族並びに事業者との連絡を継続的に行うこととする。

(1) 少なくともサービスの提供を開始する月（以下「提供開始月」という。）の翌月から起算して 3 月に 1 回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。

(2) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス等の事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

(3) 少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録する。

12 担当職員は、モニタリングの結果及び第 8 項に規定する事業者等からのサービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき、給付管理票を作成し提出するなどの給付管理業務を行うとともに、関連機関との連絡調整を行う。

13 担当職員は、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入

所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、利用者に代わり介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

14 担当職員は、利用者が要介護認定を受けた場合には、利用者に対し必要な情報を提供する。

15 担当職員は、利用者が自立（非該当）と判定された場合には、地域支援事業の一般介護予防事業の情報を提供するなど、利用者に対し必要な支援を行う。

（利用料その他の費用の額）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの（第1号事業の場合は佐世保市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額）とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。ただし、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

2 前項の費用の支払いを受けるにあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（事業の実施地域）

第9条 事業の実施地域は、以下のとおりとする。

事業の実施 地域	椎木町、星和台町、日野町、大潟町、長坂町、中里町、上本山町、下本山町、岳野町、吉岡町、八の久保町、皆瀬町、野中町、十文野町、白仁田町、牧の地町、
-------------	--

	踊石町、小川内町、菰田町、楠木町（一部を除く。）、相浦町、上相浦町、棚方町、光町、愛宕町、小野町、新田町、竹辺町、母ヶ浦町、川下町、木宮町、黒島町、高島町、浅子町、小佐々町
--	--

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 1 0 条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、センター職員に周知徹底を図ること。
- （2） 虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3） センター職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- （4） 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（事故発生時の対応）

第 1 1 条 担当職員は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、利用者の家族等及び佐世保市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

（苦情対応）

第 12 条 センターは、自ら提供した事業又は自らが計画書に位置付けた指定介護予防サービス並びに指定地域密着型介護予防サービス、第 1 号事業等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 13 条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 前項に規定する研修の実施にあたっては、佐世保市及び他の事業者との連携を図ることとする。

3 センター及び担当職員その他のセンターの従業者は、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を保持する義務を負う。

4 センターは、担当職員その他の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

5 センターは、指定介護予防支援の一部を事業者に委託する場合には適切かつ効率的に当該事業の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、佐世保市、医療法人愛健会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。